

2025年2月26日

手数料の新設・改定について

平素は、広島みどり信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、このたび当金庫では、口座開設および法人インターネットバンキングセットアップにおける弊庫の事務負担等を考慮し、お客さまに応分の費用をご負担いただきたく、下記のとおり「口座開設手数料」の新設および手数料の改定、「法人インターネットバンキングセットアップ手数料」を新設することになりましたのでご案内申し上げます。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問合せください。

記

1. 新設・改定日

2025年4月1日（火）

2. 新設する手数料

種 類	口座開設手数料
対 象	<ul style="list-style-type: none">・権利能力なき社団・財団（※1）が開設する口座・任意団体（※2）が開設する口座 <p>（※1）権利能力なき社団・財団とは、社団・財団としての実態を有しているが、法人格のない団体をいいます。 （例：PTA、町内会、マンション管理組合 等）</p> <p>（※2）任意団体とは、それぞれの個人や法人等に帰属する預金を合算して口座を開設するお客さまのことをいいます。 （例：親睦会、旅行積立金、共同企業体 等）</p>
手数料	1口座あたり 5,500円（税込）

種 類	法人インターネットバンキング セットアップ手数料
対 象	<ul style="list-style-type: none">・当金庫職員の訪問による法人インターネットバンキングセットアップを希望されるお客様
手数料	1回の訪問につき 11,000円（税込）

3. 改定する手数料

種 類	口座開設手数料
対 象	<ul style="list-style-type: none">破産管財人口座または民事再生手続き、会社更生手続きにより開設する口座相続財産管理人口座不在者財産管理人口座
手数料	改定前：1口座あたり 11,000円（税込） ↓ 改定後：1口座あたり 16,500円（税込）

以上